○東北地方整備局告示第二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和二年二月二十七日

東北地方整備局長　佐藤　克英

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　県道花巻平泉線改築工事（山口地区・岩手県北上市和賀町山口地内）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県北上市和賀町山口39地割及び42地割地内

２　使用の部分　岩手県北上市和賀町山口39地割地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県北上市和賀町山口42地割地内から同市和賀町山口39地割地内までの延長265ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道花巻平泉線改築工事（山口地区）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」である。

本件事業のうち、「県道花巻平泉線改築工事（山口地区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従前の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従前の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する用排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道花巻平泉線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、起業者である岩手県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により岩手県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岩手県花巻市を起点とし、北上市、胆沢郡金ケ崎町及び奥州市を経

由し、西磐井郡平泉町へ至る延長76.3㎞の幹線道路である。

本路線は、沿線住民等の生活交通に利用されるとともに、岩手県の主要な観光地である花巻温泉郷を擁する花巻市と世界遺産「平泉の文化遺産」で有名な平泉町等とを県南西部において南北に連絡しているため、観光等の交通にも広く利用される地域の重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第90号。以下「県道構造条例」という。）に定める車道幅員を満足しない狭小な道路であるため、大型車同士のすれ違いの際などには、その手前での待機や徐行を余儀なくされており、また、全線にわたり歩道が整備されていないことから、歩行者等の交通事故発生の危険も生じているなど、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている状況である。

本件事業の完成により、必要な車道幅員及び歩道を備えた道路として既に改良が完了している前後区間と連続して本件区間が整備されることから、大型車同士がすれ違う際の速度低下等が解消されるとともに、歩行者等の通行が自動車交通から分離されるなど、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成31年３月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、今後、岩手県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、現道拡幅方式により県道構造条例による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を整備する事業であり、その事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルート等については、既に改良が完了している前後区間との線形の連続性、現道の西側に並行する一級河川北上川水系鈴鴨川やそれに

架かる市道の橋梁の取付位置等を考慮し、未整備区間である現道を東側に拡幅することにより必要な車道幅員と歩道を備えた道路を整備する計画とされており、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本体事業の事業計画は合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員が狭小であり、歩道も整備されていないため、自動車及び歩行者等の通行に支障をきたしていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、北上市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県北上市役所